

経営の散歩道

新会社法の対応 9 — すばり回答 —

日専連名誉講師 富山短期大学名誉教授
川中清司

せんでした。

(その役員が、使用人としての職

制上の地位を有し、かつ、職務を行っている場合は、その職務に対する使用者分賞与は、損金に算入することができました)

今回の会社法では、この点が大きく変わり、役員に対する賞与も職務執行の対価であるとして明文化され、会計基準も、役員賞与の費用処理を求めています。

会社法361条は「取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として、株式会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等）」について、定款に定めていない時は、株主総会の決議により定めると規定し、賞与も職務執行の対価として認めています。

これを受けて税法も、役員給与に一本化したものです。

要件 報酬が損金算入される

◇「賞与は職務執行の対価」と
◇会社法に規定計算規則など
で内容を明示

役員の賞与については、会社の利益処分的な性質が強いものとして、従来は、法人所得の所得の計算をする時に、損金に認められま

役員報酬の損金算入については、次の三つの要件が定められており、そのどれかに該当する場合に、損金として認めることにしています。

○もし、会社の業績が著しく悪化したため、給与額を減額改訂した場合は、改訂後の支給が定期的に行われている場合、その改定前の各支給時期における支給額が同額である給与と、改訂以後の各支給時期における支給額が同額である給与は、定期同額給与に該当します。

従来と同じく「定期同額」の給与を支給するのであれば、届出の必要はありません。

株主総会で報酬の増額をする場合は、会計期間開始後三ヶ月以内に改訂が行われること、改訂の前後で、それぞれ同額であ

金に算入されません。

(1) 定期同額の給与

その給与の支給時期が、一ヵ月以下の一定の期間ごとであって、その事業年度内の各支給時期における支給額が同額であること（これを定期同額給与といいます）。例え、月額報酬で毎月同じ額を支給する場合は損金に認められます。

さきに述べたように、取締役や監査役など、役員の報酬は、株主総会の決議によって定めますが、報酬額を総会で決め、配分決定については、取締役会に委譲しても良いとされています。

役員に対する給与の額を、定期会の時に合わせて改定するなど、その改定が、事業年度が開始する日の属する会計期間の開始の日から、三ヶ月を経過する日までに行われている場合、その改定

○この届出は、定期同額の役員報酬に加えて、盆暮れの賞与を支給するような場合に、その額を予め、税務署長に対して、その内容に関する届出を提出しておくことが必要です。

○この届出は、定期同額の役員報酬に加えて、盆暮れの賞与を支給するような場合に、その額を予め、税務署長に対して、その内容に関する届出を提出しておくことが必要です。

(2) 事前確定届出の給与

○例え、三月決算の会社で、六月末の定期総会で役員の給与の増額が決議され、四月からの増給の分を越えて、一括支給するような場合は、すでに終了した職務に対して、事後に、給与の額を増額して支給したもので、損金には認められません。

増給の一括支給

で定額であれば、認められます。

○届出の期日は、その給与に係る

職務の執行を開始する日と、事

業年度開始の日の属する会計期

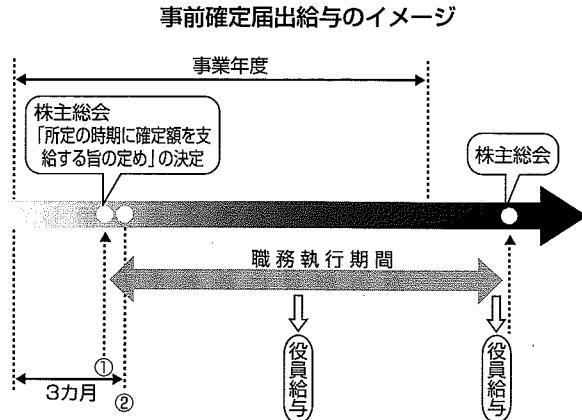
間開始の日から三ヶ月を経過す
る日との、いずれか早い日まで

となっています。

職務の執行を開始する日とは、

具体的に、いつなのかは、役員
の個々の事情によって異なりま
すが、一般的には、役員の職務

は、株主総会で選任された日か
ら始まることになるので、総会



※届出期間：①か②のいずれか早い日

⇒この事例では①の職務執行期間の開始の日が届出期限

国税庁HP・税理士界No.1222号から転載

○の日ということになります。

○税務署に出す「事前確定給与に
関する届出書」は、いつ、だれ

に、いくら支給するかを具体的
に記載するもので、次のような

内容となっています。

①事前確定届出給与に係る職務
の執行を開始する日

②事前確定届出給与等の状況
(付表1)

③支給時期及び支給額を定めた
日、並びに、その定めを行つ
た機関等

④定期同額給与としな
い理由

事前確定届出給与の
支給時期を、付表1
の支給時期とした理
由

⑤事前確定届出給与対
象者以外の役員に対
する給与の状況

○手手続きの順序としては、
次のようにになります。

①その役員の職務につ
いて、所定の時期に
確定額を支給する旨
の定めを決める。

②所定の事項を記載し
た書類を所轄税務署
に届出る。

③その後に、職務の執行を始め
る。

○支給額が、その届出よりも、多
くても少なくとも損金にはなり
ません。

(3) 利益運動要件

同族会社に該当しない会社が、
業務を執行する役員に対して支給
する給与で、利益に関する指標を
基礎として算定される給与。

この要件は、大企業向けの要件
で、透明性・適正性の観点から、
一定要件をクリアする必要があり
ます。

その算定方法が、報酬委員会で
の決定など、適正な手続きを経て
おり、有価証券報告書に記載され
て、その内容が開示されているな
ど、一定の要件を満たすものに限
られます。

参考資料・週間税務通信 2920
～2923・税理士界 1222

